

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>配偶者暴力防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案に対する意見の募集について</p>	<p>平成25年10月31日 生活安全企画課 給与厚生課</p>
<p>1 趣旨 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行に伴い、関係する国家公安委員会規則に所要の改正を行うに当たり、広く一般から意見を募集するもの。</p> <p>2 規則案の概要</p> <p>(1) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）第10条第2項 法律名の変更に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第18号）第1条及び別記様式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。以下同じ。）をする関係にある相手から暴力を受けた被害者に対する警察本部長等の援助について、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）から暴力を受けた被害者に対する警察本部長等の援助と同様に扱う。 ・ 法律名の変更に伴い、所要の改正を行う。 <p>(3) 行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第26条第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行方不明者が発見等されたときの届出人への通知の特例に関し、行方不明者が生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けていた場合も、配偶者からの暴力を受けていた場合と同様に扱う。 ・ 法律名の変更に伴い、所要の改正を行う。 <p>3 施行期日 平成26年1月3日（金）</p> <p>4 意見提出期間 平成25年11月1日（金）から平成25年11月30日（土）までの30日間</p>		

1 経緯

社団法人日本中古自動車販売協会連合会は、平成7年11月16日付けで、行商従業者証及び標識の特例様式の承認を受けていたところ、平成25年4月1日に、社団法人から一般社団法人へ移行したことに伴い、変更後の名称を用いた新たな行商従業者証及び標識について特例様式として承認を受けたい旨の申請があったもの。

2 特例様式の承認に関する主な規定の内容

- 古物商は、従業者に行商させるときは、行商従業者証を携帯させなければならない（古物営業法第11条第2項）。

また、古物商又は古物市場主は、営業所若しくは露店又は古物市場ごとに、標識を掲示しなければならない（古物営業法第12条第1項）。

- 行商従業者証及び標識の様式は、国家公安委員会規則で定める（古物営業法施行規則第10条及び同規則第11条）。

- 国家公安委員会は、国家公安委員会が定める団体（※）が、当該団体の構成員である古物商又は古物市場主に共通して利用させるものとして定めた様式を、行商従業者証又は標識の様式として承認することができる（古物営業法施行規則第12条第1項）。

※ 一般社団法人であること、欠格事由を有する者がいないこと、行商従業者証及び標識を作成するための必要な経理的基礎及び事務能力を有すること等の要件をみたすもの。

3 承認を受ける行商従業者証等の特例様式

別添のとおり。

4 承認に係る告示の公布日

11月8日

1 改正の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）の施行に伴い、下位法令について所要の改正等を行うもの。

2 主な内容

(1) 道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案（別添1）

- ア 要求・依頼して、無免許運転が行われている自動車等に同乗する行為を禁止する規定の対象とならない自動車に関する規定の整備
- イ 無免許運転に付する基礎点数の引上げ
- ウ 外国運転免許証制度の対象となる国の追加及び削除

(2) 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案（別添2）

無免許運転等に対する罰則の引上げ、軽車両の通行方法等に関する規定の施行期日を、平成25年12月1日とする。

(3) 道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案（別添3）

避難住民による運転免許の申請に必要な添付書類に関する規定の整備

(4) 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案（別添4）

- ア 指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）
- イ 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）
- ウ 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）
- エ 運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）

について所要の改正を行う。

(5) 交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する告示案（別添5）

自転車の路側帯通行方法等について所要の改正を行う。

3 意見公募手続の実施結果（別添6）

平成25年9月20日から10月19日までの間、2(1)及び(3)について、意見公募手続を実施した結果、1件の御意見が寄せられた。

4 政令案の今後の予定

閣議 11月8日（金）

公安委員会	犯罪に強い社会の実現のための	平成25年10月31日
説明資料No. 4	新たな行動計画(仮称)について	総務課

1 経緯

本年5月の犯罪対策閣僚会議において、「犯罪に強い社会の実現のための新たな行動計画の策定の基本方針について」が決定され、本年12月を目途に、新たな「行動計画」を策定することとされた。

これを受け、内閣官房を中心として、有識者ヒアリング、各省庁における検討、各省庁間の協議等が行われてきたが、このたび、内閣官房から新行動計画の案が示された。

2 盛り込まれている主な施策

(1) 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

- 日本版NCF TAの創設による産学官連携
- 民間の知見の活用や外国捜査機関との連携による対処能力の向上
- 通信履歴(ログ)の保存の在り方及び新たな捜査手法についての検討
- ネットバンキング等に対する不正アクセス対策の推進

(2) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

- 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
- 在外邦人保護対策の強化
- 重大な犯罪の防止及び対処に関する日米間の情報交換のための協定の締結

(3) 新たな犯罪を食い止める徹底的な再犯防止対策の推進

- 対象者の特性に応じた指導及び支援の強化
- 保護司制度の基盤整備と充実強化

(4) 社会を脅かす組織犯罪への断固たる対処

- 震災復興事業等からの暴力団の排除の徹底
- 合法ハーブ等と称して販売される薬物等新たな乱用薬物への対応
- FATF勧告等を踏まえたマネー・ローンダリング等対策の強化

(5) 活力ある社会を支える安全・安心の確保

- ストーカー・DV、特殊詐欺被害防止対策の推進
- いじめ問題への対応の強化
- 防犯ボランティア活動に対する支援等の充実

(6) 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

- インテリジェンス機能の強化等による厳格な出入国管理

(7) 治安基盤の強化

- 地方警察官の増員等人的基盤の強化
- 女性の視点を一層反映した組織運営
- 時代に即した新たな捜査手法の導入

3 今後の予定

11月5日 犯罪対策閣僚会議幹事会

11月上旬頃～中旬頃 パブリックコメント

11月下旬～12月上旬頃 犯罪対策閣僚会議

1 勲章

(1) 伝達式の日時、場所、出席予定者

- ・ 平成25年11月8日(金) 10時10分から11時00分まで
- ・ グランドアーク半蔵門
- ・ 出席予定者 167名 (受章者92名、配偶者75名)

(2) 勲章受章状況

ア 受章者 1,940名

イ 内訳

○ 元警察職員 1,930名 (うち春秋叙勲89名)

○ 民間 10名

府県公安委員会委員長2名、防犯協会役員1名、警備業協会役員1名
警察嘱託医5名、山岳遭難救助隊1名

○ 勲等別 ※()内は危険業務従事者叙勲

瑞宝中綬章 5名

旭日小綬章 1名

瑞宝小綬章 59名

旭日双光章 3名

瑞宝双光章 1,082名 (1,068名)

瑞宝単光章 790名 (773名)

ウ 受章者平均年齢 (元警察職員)

○ 全体 71.3歳

春秋叙勲 78.6歳

危険業務従事者叙勲 71.0歳

2 褒章

(1) 伝達式の日時、場所、出席予定者

- ・ 平成25年11月13日(水) 10時30分から11時00分まで
- ・ グランドアーク半蔵門
- ・ 出席予定者 84名 (受章者54名、配偶者30名)

(2) 褒章受章状況

ア 受章者 58名

イ 内訳

藍綬褒章 56名

防犯功績47名、交通安全功績7名、自動車運転者教育功績2名

緑綬褒章 1名

社会奉仕活動功績1名

紅綬褒章 1名

人命救助1名

1 監察実施項目及び監察対象部署

警察庁本庁及び管区警察局は、「非違事案の未然（再発）防止及び使命感と誇りの醸成に向けた施策の取組状況」を全国統一実施項目として、47都道府県警察に対して監察を実施した。

2 監察実施結果

(1) 非違事案等の未然（再発）防止対策の強化状況

- 本部では、他県の業務上の懲戒処分事案について、自県の実情に照らして、同種事案を防止し得るか否かを検討している。
 - ・ 許認可事務に係る不適正事案を防止するため、業務管理システムを構築・運用している事例が認められた。
- 本部では、監察部門が業務主管部門に対し、自県で発生した非違事案の情報を提供し、業務主管部門が再発防止対策を発表するなど、部門横断的な議論・検討を行っている。
 - ・ 証拠品に係る不適正事案を防止するため、証拠品管理のシステム化を行った事例が認められた。
 - ・ 取調べの視認に係る警察署の過重な負担が認められたことから、警察庁において、業務の合理化を指示した。
- 本部及び警察署では、リカバリー教養を推進している。

(2) 国民の声を活かした業務改革の推進状況

- 本部及び警察署では、苦情の可能性のある申出を警部級以上の職員に報告し、苦情担当所属（課）に集約する仕組みを構築している。
 - ・ 警察署では、苦情の概念に対する理解に個人差が認められた。
 - ・ 警察署では、苦情の申出が見過ごされることがないように、申出を受けた職員に現場で安易に判断させず、全ての申出を警部級以上の職員に報告させている事例が認められた。
- 本部では、苦情に対して講じた措置や苦情を活かした業務改善策について、部門横断的に検討している。

(3) 非違事案の組織的隠蔽等を根絶するための取組状況

- 本部では、他県の事例を踏まえ、警察署長等による教養に資する資料を作成・配布している。
- 本部では、辞職承認面接を制度化して実施しているほか、面接を省略できる者に対しても、アンケート等で、辞職理由等を聴取している。

(4) 警察職員の使命感と誇りを醸成する施策の推進状況

- 本部及び警察署では、遺族の生の声を聞くなど犯罪被害者等の心情を理解させる教養及び警察活動に関する感謝事例等を活用した教養に取り組んでいる。
- 本部及び警察署では、各種表彰基準を見直し、犯罪の未然防止・被害の拡大防止のための活動等を評価するなど、適正な業務評価による表彰・賞揚を行っている。

1 背景

- 東ティモール国家警察は、コミュニティ・ポリシングを警察活動の中心に位置付けており、平成23年に警察庁が派遣したJICA短期専門家の助言等を参考に、交番 (Police Post) の設置推進を計画。
- 平成24年12月末に東ティモールにおける国連PKOは、同国から撤退。国連は、PKO撤退後も東ティモール国家警察の能力向上のための二国間支援を期待 (PKO撤退後も同国の治安は比較的安定。)
- 東ティモール国家警察は、インドネシアにおいて日本警察の支援を受けて推進している市民警察活動を同国のコミュニティ・ポリシング・モデルとしても適切と評価。我が国に対し、東ティモール警察官に対するインドネシアでの研修等に係る協力を要請。
- インドネシア国家警察の協力表明を受けた後、東ティモール警察官に対するインドネシアでの第三国研修、JICA短期専門家の派遣、東ティモール国家警察幹部に対する本邦研修を柱とする3カ年計画のJICAプロジェクトが採択されたため、今回、警察官2名をJICA短期専門家として派遣するもの。

2 派遣概要

(1) 派遣予定者

警視1名、警部1名

(2) 期間

25日間 (出国：11月5日、帰国：11月29日)

(3) 活動

東ティモールにおけるコミュニティ・ポリシングの現状を視察して助言等を行うとともに、11月17日から24日までの間、同国警察官 (30名) をインドネシアに引率し、インドネシア国家警察と協力しコミュニティ・ポリシング研修 (講義、交番等の視察、実務研修等) を実施する。

3 これまでの東ティモールへの支援

(1) 東ティモールへの派遣

ア JICA短期専門家の派遣

- 警察庁警察官：警視長1名、警視1名 (平成23年度)
- イ 国連平和維持活動への文民警察要員派遣
 - 国連東ティモールミッション：3名 (平成11年)
 - 国連東ティモール統合ミッション：4名 (平成19年～20年)

(2) 日本における東ティモール国家警察研修

- 国別研修 (地域警察)：計20名 (平成20、22～24年度)
- 集団研修：計18名 (平成13～17、19～22、24年度)

公安委員会	第82回国際刑事警察機構（ICPO）	平成25年10月31日
説明資料No.8	総会の開催結果について	国際捜査管理官

1 開催日及び場所

日程：平成25年10月21日（月）から24日（木）まで

場所：コロンビア共和国・カルタヘナ市

2 参加国

144カ国・地域（約630名）。我が国からは、組織犯罪対策部長他が出席

3 会議の概要

(1) 2014年の活動計画及び予算

ICPOの2014年の活動計画及び予算案が採択された。

(2) シンガポール総局の設立準備

シンガポール総局（INTERPOL Global Complex for Innovation:シンガポールで建物の建設が進められているICPO事務総局の新拠点で、サイバー犯罪対策を担当する部門等が置かれる）の設立準備状況について報告がなされた。

(3) データ処理に関するICPO規則の運用状況

昨年7月から運用が開始されたデータ処理に関するICPO規則の運用状況に関する報告がなされた。

(4) 総会開催地

第84回ICPO総会（平成27年）をルワンダ共和国において開催することとされた。

※ 昨年総会において、第83回ICPO総会の開催地はモナコに決定済み

公安委員会

FATF対日審査フォローアップ

平成25年10月31日

説明資料No.

9

結果（第7回報告）について

犯罪収益移転防止管理官
警備企画課

(略)